

平成24年分 扶養控除等の一覧表

作成:水野会計事務所

058-273-2484

| 扶養控除等の一覧表 |   |                        | 控除                       | 所得者          | 配偶者      | 扶養親族     |
|-----------|---|------------------------|--------------------------|--------------|----------|----------|
| 障害者       | 1級又は2級の障害者等(障害者手帳)精神障害者は1級<br>寝たきり、重度の精神薄弱者等 (注-7)            |                        | 特別障害者                    | 400,000      | 400,000  | 400,000  |
|           | 所得者、所得者の配偶者又は生計を一にするその他の親族と同居している控除対象配偶者または扶養親族である特別障害者 (注-7) |                        | 同居特別障害者の特別加算             |              | +350,000 | +350,000 |
|           | 障害者手帳 (注-7)   |                        | その他の障害者                  | 270,000      | 270,000  | 270,000  |
| 寡婦        | 所得者が女性で、死別は、扶養親族があるか所得5百万円以下<br>所得者が女性で、離別は、扶養親族があること。(注-6)   |                        | 寡婦                       | 270,000      |          |          |
|           | 寡婦の内扶養親族である子を有し、かつ所得が5百万円以下                                   |                        | 寡婦特別加算                   | +80,000      |          |          |
| 寡夫        | 所得者が男性で、死別又は離別で、扶養親族である子があり、<br>かつ所得が5百万円以下 (注-6)             |                        | 寡夫                       | 270,000      |          |          |
| 勤労学生      | 所得が65万円以下、かつ不労所得が10万円以下<br>専門学校等の学生の場合は、証明書添付要(高校、大学は不要)      |                        | 勤労学生                     | 270,000      |          |          |
| 配偶者       | 控除対象配偶者   | 70歳以上                  | 昭和18年1月1日以前生まれ           | 老人           | 480,000  |          |
|           |   | 70歳未満                  | 昭和18年1月2日以後生まれ           | その他          | 380,000  |          |
|           | その他   | 所得者の所得が1千万円以下であること。    |                          | 配偶者特別控除      | ←        |          |
| 扶養親族      | 70歳以上   | 昭和18年1月1日以前生まれ         | 所得者又は配偶者の直系尊属でかつそれらの者と同居 | 同居老親等        |          | 580,000  |
|           |   |                        | その他                      | 老人扶養親族       |          | 480,000  |
|           | 23歳から69歳  | 昭和18年1月2日から平成2年1月1日生まれ |                          | その他の控除対象扶養親族 |          | 380,000  |
|           | 19歳から22歳  | 平成2年1月2日から平成6年1月1日生まれ  |                          | 特定扶養親族       |          | 630,000  |
|           | 16歳から18歳  | 平成6年1月2日から平成9年1月1日生まれ  |                          | その他の控除対象扶養親族 |          | 380,000  |
| 0歳から15歳   | 平成9年1月2日以後生まれ   |                        | 年少扶養親族                   |              | 0        |          |
|           |   |                        |                          | 基礎控除         | 380,000  |          |

| 配偶者の合計所得金額(円)     | 控除額(円)  |
|-------------------|---------|
| 380,001 ~ 399,999 | 380,000 |
| 400,000 ~ 449,999 | 360,000 |
| 450,000 ~ 499,999 | 310,000 |
| 500,000 ~ 549,999 | 260,000 |
| 550,000 ~ 599,999 | 210,000 |
| 600,000 ~ 649,999 | 160,000 |
| 650,000 ~ 699,999 | 110,000 |
| 700,000 ~ 749,999 | 60,000  |
| 750,000 ~ 759,999 | 30,000  |
| 760,000以上         | 0       |

注-1 +の寡婦特別加算は、寡婦控除に加算できる。同居特別障害者加算は特別障害者控除に加算できる。

注-2 控除対象配偶者の所得要件及び扶養親族の所得要件は、合計所得金額38万円(資産所得も含む)以下。

注-3 特別寡婦加算及び寡夫控除の要件は、「扶養親族」ではなく、「扶養親族である子」である。よって、「孫」はだめ。

注-4 同居老親等の要件は、所得者又はその配偶者との同居に限っているし、「直系尊属」である。よって、「おじ」、「おば」は、だめ。

注-5 同居特別障害者は、所得者、所得者の配偶者又は生計を一にするその他の親族と同居している者をいうから、同居老親等より範囲が広い。

注-6 寡婦(特別寡婦を除く)、寡夫の場合は他の要件は満たしたとしても、事業専従者控除又は青色専従者の適用を受け、扶養親族になれなかった子を含む。

注-7 年少扶養親族でも特別障害者、障害者、同居加算はできる。